

在職中の年金受給の見直し

1

在職老齢年金の支給停止基準額の見直し (65歳未満の厚生年金)

▶ 支給停止とならない範囲を47万円に拡大

令和4年4月施行

- 現在の制度では、60歳以上65歳未満で在職中（厚生年金保険に加入）の場合、総報酬月額相当額（賞与込み月収）と年金月額（加給年金額を除く）の合計が28万円を超えると、年金の一部または全額が支給停止されます（在職老齢年金）。
- 改正後は、停止基準額の「28万円」が、現行の65歳以上の在職老齢年金と同じ「47万円」に引き上げられます。^{*}（改正後厚年法附則11条）
- ①現行の「28万円」が就労に一定程度影響を与えている、②令和12年度まで支給開始年齢の引き上げが続く女性の就労を支援する、③制度をわかりやすくする、といった観点から停止基準を緩和し、支給停止とならない範囲を拡大することとされました。

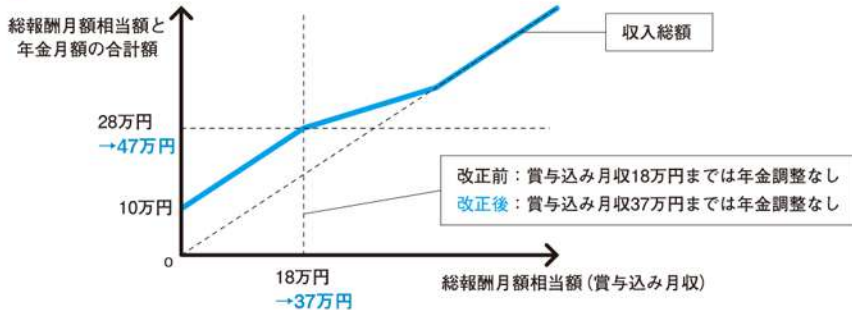
^{*}支給停止基準額28万円、47万円は令和2年度の額です。基準額は物価と賃金に応じて毎年度見直されます。

改正前

総報酬月額相当額と年金月額の合計が28万円を超えた場合に年金額を調整

現在のしくみでは、60歳以上65歳未満で特別支給の老齢厚生年金を受けられる人が在職中（厚生年金保険に加入）の場合、総報酬月額相当額と年金月額（加給年金額を除く）の合計が28万円を超えると、年金の支給調整が行われます。一方、65歳以上の人の、支給停止基準額は47万円で、停止基準が60歳前半の人よりも緩やかになっています。

●支給停止基準額28万円が47万円になった場合のイメージ図（年金月額は10万円と仮定）



改正後

総報酬月額相当額と年金月額の合計が47万円を超えた場合に年金額を調整

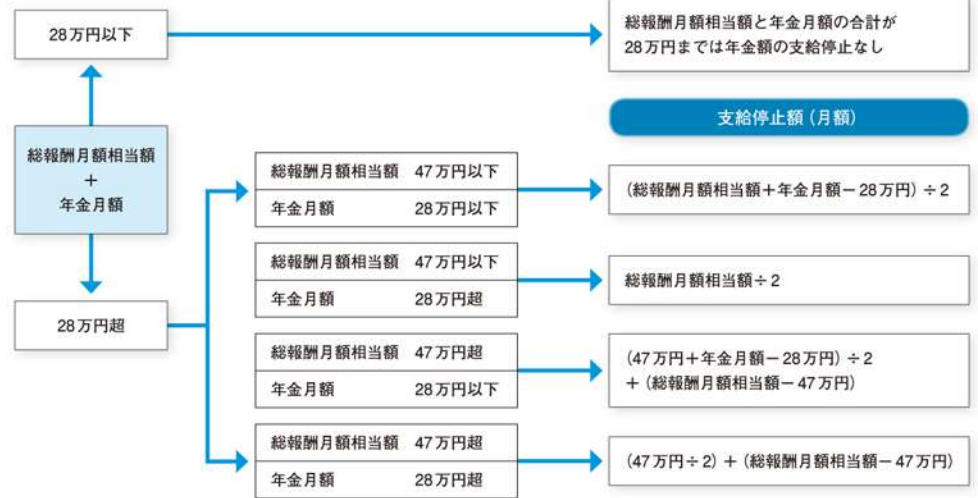
改正後のしくみでは、60歳以上65歳未満の人の在職老齢年金の支給停止基準額「28万円」を65歳以上の人と同じ「47万円」に引き上げ、支給停止とならない範囲を拡大します。65歳以上の人の支給停止基準額は、47万円のままです。

高齢期の就労と年金の調整については、年金制度だけでなく、税制での対応や各種社会保険制度における保険料負担との関係も含め、引き続き検討されることになっています。

改正でこう変わる！ 在職中の年金額の調整

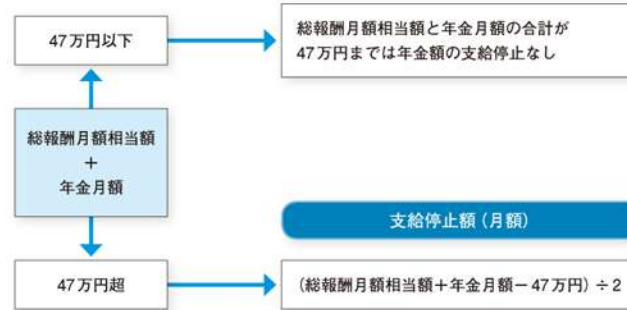
改正前：令和4年3月まで

●支給停止基準額は28万円



改正後：令和4年4月から

●支給停止基準額は47万円



用語解説

総報酬月額相当額：標準報酬月額+直近1年間の標準賞与額の合計額÷12

標準報酬月額は被保険者の毎月の給料などの報酬の月額を区切りのよい幅で区分したものの、標準賞与額は税引き前の賞与総額から1,000円未満を切り捨てた額です。標準報酬の対象となる報酬は、基本給のほか、役付手当、通勤手当、残業手当等も含まれ、労働の対償として現金または現物で支給されるものを指します。なお、年4回以上支給される賞与も対象となる報酬に含まれます。

年金月額：老齢厚生年金額÷12

老齢厚生年金額は、毎年4月に物価や賃金の変動およびマクロ経済スライドを反映して改定されます。

改正でこう変わる！ 在職老齢年金の受給額

60歳以上65歳未満で在職中（厚生年金保険加入）の場合、前ページのように年金の支給調整が行われます。下表は、支給停止額の計算式に総報酬月額相当額と年金月額をあてはめて計算し、受給できる年金額（月額）を一覧表にしたものです。

● 60歳～64歳の在職老齢年金受給額早見表

改正前：令和4年3月まで

(単位：万円)

		年金月額									
		4.0	6.0	8.0	10.0	12.0	14.0	16.0	18.0	20.0	22.0
総報酬月額相当額	22.0	4.0	6.0	7.0	8.0	9.0	10.0	11.0	12.0	13.0	14.0
	25.0	3.5	4.5	5.5	6.5	7.5	8.5	9.5	10.5	11.5	12.5
	28.0	2.0	3.0	4.0	5.0	6.0	7.0	8.0	9.0	10.0	11.0
	31.0	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5	7.5	8.5	9.5
	34.0	0.0	0.0	1.0	2.0	3.0	4.0	5.0	6.0	7.0	8.0
	37.0	0.0	0.0	0.0	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5
	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	2.0	3.0	4.0	5.0
	43.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	1.5	2.5	3.5

■ 全額受給できます

■ 一部受給できます

■ 全額支給停止されます

改正後：令和4年4月から

(単位：万円)

		年金月額									
		4.0	6.0	8.0	10.0	12.0	14.0	16.0	18.0	20.0	22.0
総報酬月額相当額	22.0	4.0	6.0	8.0	10.0	12.0	14.0	16.0	18.0	20.0	22.0
	25.0	4.0	6.0	8.0	10.0	12.0	14.0	16.0	18.0	20.0	22.0
	28.0	4.0	6.0	8.0	10.0	12.0	14.0	16.0	18.0	19.5	20.5
	31.0	4.0	6.0	8.0	10.0	12.0	14.0	16.0	17.0	18.0	19.0
	34.0	4.0	6.0	8.0	10.0	12.0	13.5	14.5	15.5	16.5	17.5
	37.0	4.0	6.0	8.0	10.0	11.0	12.0	13.0	14.0	15.0	16.0
	40.0	4.0	6.0	7.5	8.5	9.5	10.5	11.5	12.5	13.5	14.5
	43.0	4.0	5.0	6.0	7.0	8.0	9.0	10.0	11.0	12.0	13.0

■ 全額受給できます

■ 一部受給できます

60歳以上65歳未満の在職老齢年金の基本的なしくみ

▶ 支給停止額は月ごとに算定される

支給停止額は月ごとに計算されますので、給与改定や賞与支給などにより、計算のベースとなる総報酬月額相当額が増減した場合や年金額が改定された場合は、支給停止額も変わることがあります。総報酬月額相当額は、その月の標準報酬月額とその月以前1年間の賞与等の総額の合計を12で除した額ですので、直近1年間に支払いを受けた賞与総額が変わると支給停止額も変わります。

▶ 厚生年金と共済組合の期間がある場合

厚生年金と共済組合など複数の制度の被保険者期間があり、複数の年金が受給できる場合は、それぞれの年金額に応じて支給停止額が按分されます。

▶ 雇用保険から高齢雇用継続給付を受ける場合

雇用保険から高齢雇用継続給付を受ける場合は、在職老齢年金のしくみに加えて老齢厚生年金の額がさらに調整されます。高齢雇用継続給付とは、60歳到達時に比べて75%未満に賃金が下がったときに雇用保険から受けられる給付です。高齢雇用継続給付を受けたときの年金の支給停止額は下表のように計算されます。

● 高齢雇用継続給付を受給したときの年金の支給停止額

停止率		支給停止額
1	標準報酬月額が60歳到達時の賃金の61%未満のとき	標準報酬月額×6/100
2	標準報酬月額が60歳到達時の賃金の61%以上75%未満のとき	標準報酬月額(右表)×停止率
3	標準報酬月額と高齢雇用継続給付との合計額が支給限度額*を超えるとき	支給限度額*－標準報酬月額×6/15

*支給限度額は年1回8月に見直されます。

● 年金停止率早見表

標準報酬月額割合	停止率	標準報酬月額割合	停止率
75	0.00	67	3.12
74	0.35	66	3.56
73	0.72	65	4.02
72	1.09	64	4.49
71	1.47	63	4.98
70	1.87	62	5.48
69	2.27	61以下	6.00
68	2.69		

▶ 繰上げ受給と在職老齢年金

在職中（厚生年金保険に加入中）に年金の繰上げ受給をする場合は、繰上げ受給の老齢厚生年金のみが在職による支給調整の対象となり、繰上げ受給の老齢基礎年金は調整の対象となりません。

▶ 加給年金額が加算されている場合

在職老齢年金の支給調整は加給年金額を除いた報酬比例部分の年金額に基づいて行われます。本体部分の厚生年金が一部でも支給されている間は加給年金額が全額支給され、本体部分の年金が在職による調整で全額支給停止となったときには加給年金額も支給停止となります（加給年金額とは→27ページ参照）。

▶ 退職して雇用保険の失業給付を受けると年金は支給停止

60歳以上65歳未満で老齢厚生年金を受けられる人が雇用保険の失業給付（基本手当）を受けられる間は、老齢厚生年金が支給停止されます。年金と基本手当の両方を同時に受けることはできません。

もうすぐ年金受給。改正前後で年金の受給額はどう変わる？

現在60歳で、定年後も同じ会社で継続雇用されています。61歳から年金受給が始まりますが、私の在職老齢年金はどうなりますか。



昭和35年2月10日生まれ、女性。
標準報酬月額30万円、賞与なし（総報酬月額相当額30万円）
61歳から特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）受給：96万円（月額8万円）
（夫は61歳、在職中で65歳まで就労予定。子どもは独立しており扶養外）

改正前の在職老齢年金の適用

Aさんが61歳になると、在職老齢年金のしくみにより、年金額が調整されます。改正実施は令和4年4月なので、Aさんが61歳で年金受給を開始する令和3年3月から令和4年3月までは、改正前の在職老齢年金のしくみが適用されます。

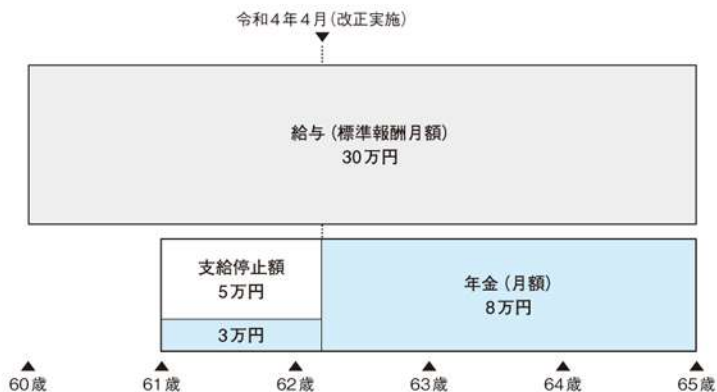
- 61歳0ヵ月～62歳1ヵ月
総報酬月額相当額（30万円）+年金月額（8万円）= 38万円
支給停止額=（30万円+8万円-28万円）÷2=5万円
Aさんが受けられる年金=8万円-5万円=3万円

改正後の在職老齢年金の適用

令和4年4月からは改正後の在職老齢年金のしくみにより、年金額が調整されます。Aさんの場合、62歳2ヵ月以降は改正後のしくみが適用され、65歳になるまでの年金額は次のようになります。

- 62歳2ヵ月～64歳11ヵ月
総報酬月額相当額（30万円）+年金月額（8万円）= 38万円
47万円を超えていないので、**年金は支給停止されず全額8万円が受けられます。**

- Aさんの在職老齢年金のイメージ（61歳～64歳）



働き続けた場合、退職して失業給付を受けた場合、それぞれ年金はどうなる？

現在62歳で在職中です。63歳から年金受給が始まりますが働き続けた場合、在職老齢年金はどうなりますか。また、仮に年金受給と同時に退職して失業給付を受けた場合はどうなりますか。



昭和33年5月10日生まれ、男性。
標準報酬月額32万円、賞与なし（総報酬月額相当額32万円）
63歳から特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）受給：120万円（月額10万円）
（妻は61歳、在職中で65歳まで就労予定。子どもは独立しており扶養外）

63歳以降も在職した場合

Kさんは63歳から老齢厚生年金を受給することができますが、在職老齢年金のしくみにより、年金額が調整されます。改正実施は令和4年4月なので、63歳で年金受給を開始する令和3年6月から令和4年3月までは、改正前の在職老齢年金のしくみが適用されます。

- 63歳0ヵ月～63歳10ヵ月
総報酬月額相当額（32万円）+年金月額（10万円）= 42万円
支給停止額=（32万円+10万円-28万円）÷2=7万円
Kさんが受けられる年金=10万円-7万円=3万円

令和4年4月からは改正後の在職老齢年金のしくみにより、年金額が調整されます。Kさんの場合、63歳11ヵ月以降は改正後のしくみが適用され、65歳になるまでの年金額は次のようになります。

- 63歳11ヵ月～64歳11ヵ月
総報酬月額相当額（32万円）+年金月額（10万円）= 42万円
47万円を超えていないので、**年金は支給停止されず全額10万円が受けられます。**

63歳で退職し、雇用保険の失業給付を受けた場合

63歳で退職し、雇用保険の失業給付（基本手当）を受けると、老齢厚生年金が全額支給停止されます。老齢厚生年金が支給停止されるのは、ハローワークで求職の申し込みを行った月の翌月から、失業給付の基本手当の支給期間（または所定給付日数）が経過した月までの期間です。基本手当は次のように計算され、4週に1回支給されます。

基本手当日額=賃金日額×賃金日額に応じた率

※賃金日額は、退職した日の直前6ヵ月間に支払われた税込賃金（賞与等を除く）を180で割った額です。賃金日額・基本手当日額にはそれぞれ上限が設けられています。

- 基本手当の所定給付日数（60歳以上65歳未満）

被保険者期間	20年以上	10年以上 20年未満	5年以上 10年未満	1年以上 5年未満	1年未満
定年退職・自己都合等による退職	150日	120日	90日		—
解雇・倒産等による退職*	240日	210日	180日	150日	90日

*退職日が平成21.3.31～令和4.3.31である有期契約労働者の労働契約が更新されなかったことなどによる退職の場合を含みます。また、雇用情勢が悪い地域に居住する人については平成29.4.1から5年間、所定給付日数が60日延長されます。

在職時定時改定の導入 (65歳以上の厚生年金)

▶ 就労の効果を1年ごとに年金額に反映

令和4年4月施行

- 現在の制度では、65歳以上で在職中（厚生年金加入）の老齢厚生年金受給者は、資格喪失時（退職時・70歳到達時）に65歳以降の厚生年金加入期間を加えて、年金額が改定されます（退職時改定）。
- 改正後は、資格喪失を待たずに1年に1回、それまでの加入期間を反映して年金額が改定されます。（改正後厚年法43条）
- 高齢期の就労が拡大するなか、就労を継続したことの効果を早期に年金額に反映させることで、在職受給権者の経済基盤の充実を図ることが改正のねらいです。

改正前

65歳以降の厚生年金加入期間分は 退職時の改定で年金額に反映

現在のしくみでは、65歳以降も厚生年金保険に加入して働いた場合、その後退職して厚生年金保険の被保険者資格を喪失したときに、65歳以降の在職期間とその間の標準報酬額を含めて年金額が再計算されます。また、在職中に70歳になった場合も、厚生年金保険の被保険者資格を喪失しますので、同様に年金額が再計算されます。

年金額の改定が行われるのは、退職または70歳到達の翌月分の年金からとなっています。

改正後

在職中でも毎年1回、 年金額を定時改定

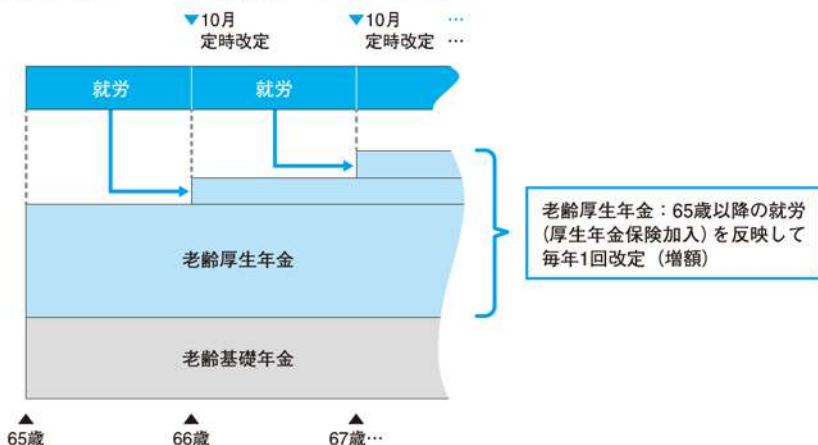
改正後のしくみでは、65歳以降、厚生年金保険に加入して働き続けた場合は、毎年定時に年金額の改定が行われるようになります。

具体的には、年1回、9月1日を基準日として直近1年間*の標準報酬額を反映して年金額が計算し直され、10月分から改定された年金額が支給されます。

在職中に70歳になり厚生年金保険の被保険者資格を喪失した場合は、次の基準日（9月1日）を待たず、年金額が再計算されます。

* 65歳になって1年以内の場合は65歳到達からの期間で計算します。

●改正後の定時改定のイメージ (就労効果の年金額への反映)

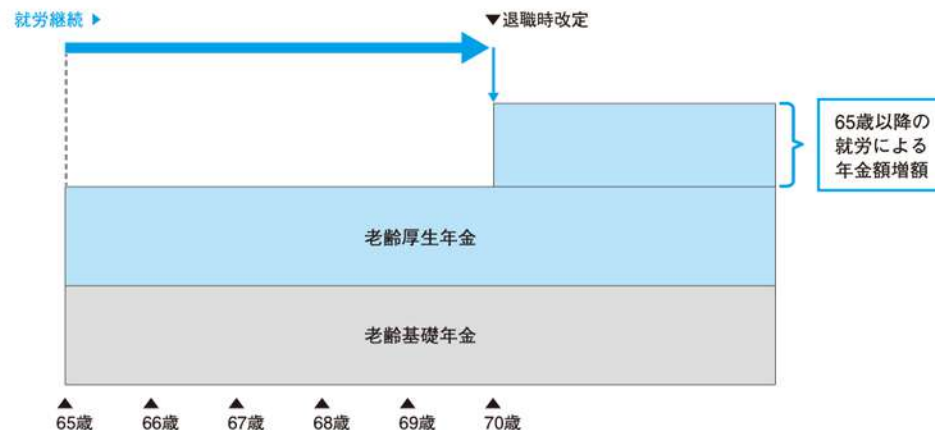


改正でこう変わる！ 65歳以降の在職老齢年金改定のイメージ

〈70歳まで就労を継続したケース〉

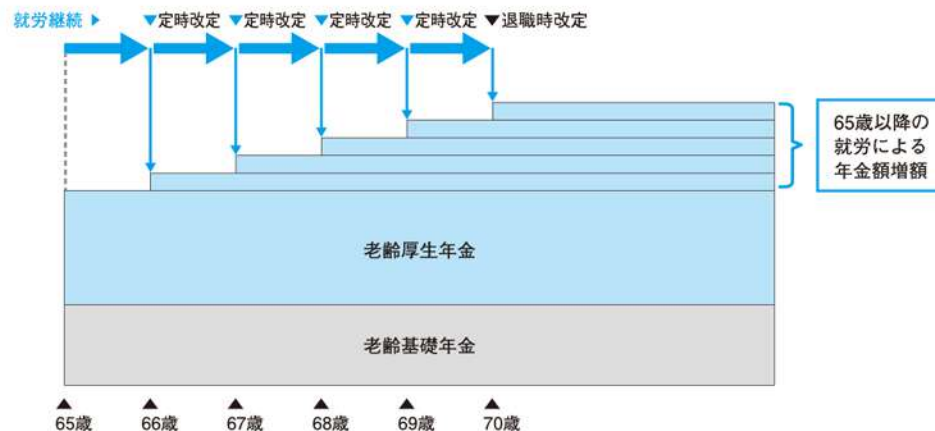
改正前：令和4年3月まで

- 退職するまでは就労の効果が年金額に反映されない



改正後：令和4年4月から

- 年1回の定時改定で就労の効果を年金額に反映

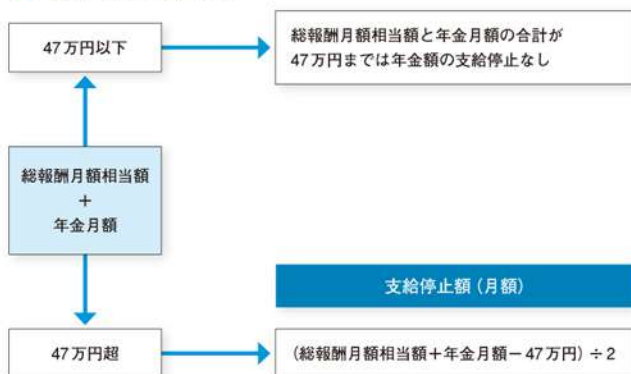


65歳以降の在職老齢年金の基本的なしくみ

65歳以上で在職中（厚生年金保険加入）の場合、老齢厚生年金が支給調整の対象となり、総報酬月額相当額と年金月額（加給年金額を除く）の合計が47万円*を超えると、超えた額の1/2の額の年金が支給停止されます。老齢基礎年金は在職による調整の対象外で、全額支給されます。

*支給停止基準額47万円は令和2年度の額です。基準額は物価と賃金に応じて毎年度見直されます。

●65歳以上の年金額の調整



下表は上記の支給停止額の計算式に総報酬月額相当額と年金月額をあてはめて計算し、受給できる年金額（月額）を一覧表にしたものです。

●65歳以上の在職老齢年金 受給額早見表

（単位：万円）

総報酬月額相当額	年金月額									
	4.0	6.0	8.0	10.0	12.0	14.0	16.0	18.0	20.0	22.0
30.0	4.0	6.0	8.0	10.0	12.0	14.0	16.0	17.5	18.5	19.5
35.0	4.0	6.0	8.0	10.0	12.0	13.0	14.0	15.0	16.0	17.0
40.0	4.0	6.0	7.5	8.5	9.5	10.5	11.5	12.5	13.5	14.5
45.0	3.0	4.0	5.0	6.0	7.0	8.0	9.0	10.0	11.0	12.0
50.0	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5	7.5	8.5	9.5
55.0	0.0	0.0	0.0	1.0	2.0	3.0	4.0	5.0	6.0	7.0

■ 全額受給できます □ 一部受給できます ▢ 全額支給停止されます

➡支給停止額は月ごとに計算される →21ページ参照

➡厚生年金保険と共済組合の期間がある場合 →21ページ参照

➡経過的加算が加算される場合

経過的加算については、支給調整の対象とされません。

➡在職中の人が老齢厚生年金を繰り下げる場合

在職老齢年金による支給調整を受ける人が繰下げ受給をする場合は、調整後の減額された年金をもとに繰下げ加算額が計算されます。在職により支給停止された部分は、繰下げによる増額の対象外となるため注意が必要です。

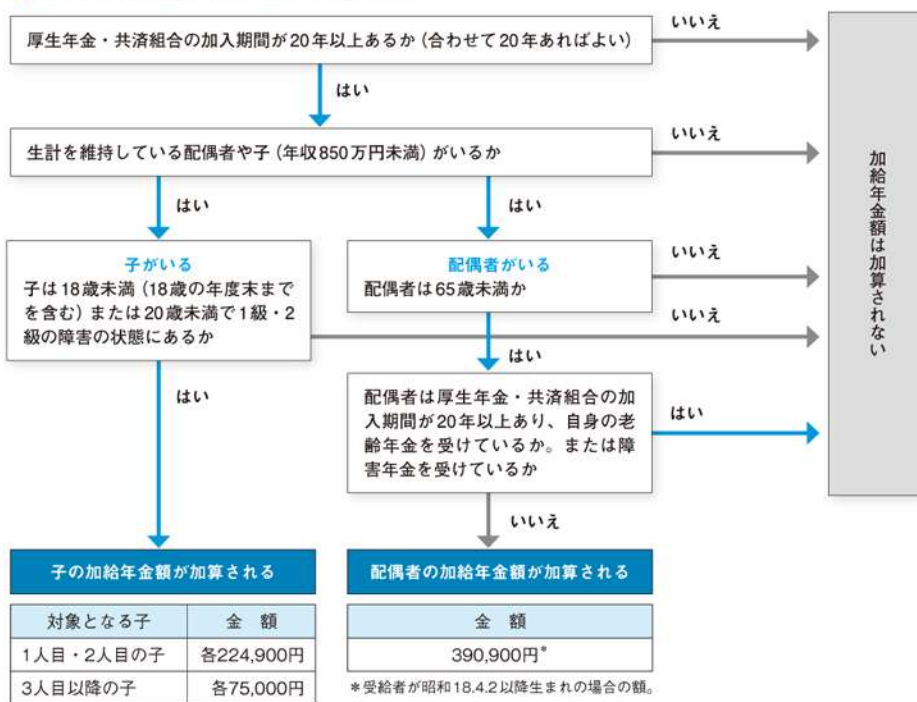
➡加給年金額が加算されている場合

在職老齢年金の支給調整は加給年金額を除いた報酬比例部分の年金額に基づいて行われます。本体部分の厚生年金が一部でも支給されている間は加給年金額が全額支給され、本体部分の年金が在職による調整で全額支給停止となったときには加給年金額も支給停止となります。

用語解説

加給年金額：65歳になり老齢厚生年金を受けられるようになったとき、または60歳前半で定額部分の老齢厚生年金を受けられるようになったときに、その人に生計を維持されている配偶者や子がおり、所定の条件を満たしている場合に加給年金額が加算されます。

●加給年金額が加算されるか確認してみましょう



※年金額は令和2年度の額。

*受給者が昭和18.4.2以降生まれの場合の額。